

安全確認の徹底と緊張感を持った運転を
 年末が近づくと、人や車の動きが慌ただしくなり、交通事故が増加する傾向にあります。一人一人が交通ルールを守ることで、交通事故は防止できます。また、この時期は夕暮れが早くなります。危険防止のため自動車・バイク・自転車は早めのライト点灯を心掛けましょう。

「飲酒運転は絶対にしない、やせない、許さない」という意識と環境づくり
 飲酒運転による悲惨な交通事故や路上寝込みによる交通事故が後を絶ちません。自分の許容量を超える飲酒は控え、路上で寝込んでしまった人を見かけ

お知らせ



12月1日から14日まで
 冬の交通事故防止運動



ひだかインフォメーション

市役所へのご連絡は
 ☎ 989-2111 FAX 989-2316
 ホームページアドレス
<https://www.city.hidaka.lg.jp/>

けた場合には、直ちに警察署へ連絡してください。

統一行動日

○飲酒運転根絶の日、歩行者保護の日：12月2日(金)

○交通事故死ゼロを目指す日、自転車安全利用の日：12月9日(金)

問い合わせ 危機管理課交通安全・防犯担当

建物を取り壊したときは届け出が必要です

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在に所有している土地や建物にかかります。

住宅・物置・車庫など、建物を取り壊した所有者は、本年度の納税通知書の明細に記載された家屋の内容が現況と一致しているか、もう一度ご確認の上、早めに手続きをしてください。

登記されている建物を取り壊した場合 法務局へ滅失登記の申請
 登記されていない建物を取り壊した場合 市へ取り壊しの申告書の提出

なお、建物を新築・増築した場合や、建物の一部を取り壊した場合も同様の手続きが必要です。

問い合わせ

税務課資産税担当(1階⑫番窓口)

人権週間

近年、さまざまな人権を侵害する問題が発生しており、これを背景として「障害を理由とする差別の解消の推進

に関する法律」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されています。

県では人権週間にあわせて、12月4日から10日までを「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」と定めています。「人権尊重社会をめざす県民運動」とは、さまざまな人権課題への理解を深め、「すべての県民が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」を実現

国民年金保険料の「社会保険料控除証明書」



国民年金保険料は、所得税や市民税・県民税の申告において納付した全額が社会保険料控除の対象になります。

令和4年分を申告する際は、令和4年1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料が控除の対象になります(過年度分の保険料を令和4年中に納付した場合も含まれます)。また、本人の保険料だけでなく配偶者や家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した人がその額を合算して控除を受けることができます。年末調整や確定申告の際に、納付した国民年金保険料について社会保険料控除を受けるためには、一年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類を添付しなければなりません。このため、日本年金機構が「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を10月下旬から11月上旬にかけて発送しています。令和4年の途中から国民年金に加入した等の理由により、10月1日以降に初めて国民年金保険料を納付した人は、令和5年2月上旬に同様の証明書が送付されます。大切に保管してください。

問い合わせ

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
 ※IP電話等の場合は、☎03-6630-2525におかけください。

現するため、県民総ぐるみで取り組む運動です。この機会に改めて「人権」についての理解を深めましょう。

問い合わせ 総務課人権推進・市民活動担当

